平成２２年（フ）第２２２５号
札幌市中央区北７条西11丁目10番地１　ディアプラザ植物園101号
債務者　和氣　弘子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４３号
札幌市東区北９条東３丁目１番５―510号
債務者　工藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２８３号
札幌市豊平区水車町４丁目１番20―403号
債務者　泉水　秀人
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３６０号
札幌市清田区里塚３条３丁目15番１号
債務者　佐藤奈穂子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３９５号
札幌市厚別区厚別西４条４丁目14番12号
債務者　星　　香織（旧姓薩田）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４０９号
札幌市南区石山１条２丁目４番50―701号
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４１８号
札幌市北区西茨戸５条１丁目13番３号
債務者　稲垣　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４２３号
札幌市北区麻生町６丁目９番16―203号
債務者　青木　公康
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４３６号
札幌市南区簾舞６条２丁目６番12号、住民票上の住所札幌市手稲区明日風４丁目13番10号
債務者　目黒あゆみ（旧姓千石）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４５３号
札幌市厚別区上野幌１条２丁目２番１―406号
債務者　村上　典之
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４５７号
札幌市北区北37条西２丁目１番38号　長寿荘202号
債務者　市村　　忍
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４７０号
札幌市白石区中央２条４丁目６番10号
債務者　福田由美子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８１号
札幌市清田区北野１条１丁目３番８号　セントハイツＮｏ．２―102号
債務者　早坂　寿代（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５１７号
札幌市中央区北１条西28丁目１番１―203号
債務者　須藤　和美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５２０号
札幌市中央区南17条西18丁目２番10―205号
債務者　秋元　朋美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５２５号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目12番21号
債務者　大野　美利（旧姓只野）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５３６号
北海道江別市朝日町41番地の８
債務者　横河なぎさ
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５４７号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目６番20号　シャネルホームひばりヶ丘102
債務者　蛎崎　　正
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部